

平成12年6月9日

兵庫県知事 貝原俊民様

環境影響評価審査会
会長 齋藤行正

神戸国際港都建設計画西神第3地区工業団地造成事業（変更）に係る
環境影響評価準備書の審査について（答申）

平成11年11月4日付け諮問第128号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり、答申します。

記

標記の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全と創造の見地から審査を行った。

当該事業は、既成市街地の再整備と連携して企業の移転用地を確保するため、既定の西神第3地区工業団地を約25ha拡張するとともに、計画区域に隣接する既定事業区域内の造成緑地の一部約14haを工場用地に変更するものである。

なお、本事業に伴い発生する土砂は臨海部の埋立用材として再利用することとしている。

準備書では、環境影響評価の対象としたすべての項目で、環境保全目標を満足しており、本事業の実施が地域の環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、当該地域は、貴重種が多く存在するなど豊かな自然が残る地域であり、事業実施に当たっては、それらの保全対策をはじめ準備書記載の環境保全対策を着実に実施するほか、次の環境要素ごとに述べる事項に留意する必要がある。

1 植物

植物については、他の方法も検討した上で、やむを得ず貴重種の移植を行う場合、移植先としての適合性を事前に調査するほか、移植先の管理者と連携するなど、慎重な配慮が必要である。特にキンラン、ギンラン等の移植については、今後とも調査、研究を行い、慎重に対応することが重要である。

そのほか、準備書に記載している法面の緑化を確実に実施するだけでなく、改変部分の表土の再利用に努める必要がある。

2 動物

行動範囲の小さい小動物の生息環境をやむを得ず改変する場合には、計画区域内の保全緑地や隣接する公園予定地内の新たな環境への移植を行う等の対策を講じるとしているが、移植に関しては、あらかじめ、実験的な試行を行うなど、慎重に対応する必要がある。

3 その他

計画区域は、自然環境の保全を目的とする法令で指定された地域ではなく、また、既存資料による調査においても学術上の観点から重要と認められた地域ではないため、景観については、予測・評価を行うことになっていない。

しかしながら、事業計画地周辺は自然に恵まれた良好な景観を有しており、市民に環境教育や自然とのふれあいの場として利用されている。開発により失われる空間は大きいですが、可能な限り早期にそれらを回復するとともに、新しく利用できるふれあいの場の創出を検討する必要がある。

また、事業実施にあたっては、土石搬出のための作業等、周辺地域への影響に配慮して工事計画を策定し、工事内容等を事前に説明することにより地域住民に十分周知を図る必要がある。

(参考)

1 審議経過

年 月 日	審 議	審 議 事 項
平成11年11月4日	審査会及び現地調査	神戸国際港都建設計画西神第3地区工業団地造成事業(変更)に係る環境影響評価準備書の審査について(諮問) 準備書について説明を受け審議。 準備書の現況調査結果及び予測・評価について、都市計画決定権者より説明を受け、審議小委員会の設置
平成11年12月13日	小委員会	準備書について説明を受け審議。
平成12年1月24日	小委員会	自然環境保全の基本的な考え方、植物、動物、生態系について説明を受け、審議
平成12年2月16日	小委員会	準備書について説明を受け審議。
平成12年4月26日	小委員会	答申意見の抽出
平成12年5月24日	小委員会	答申案の審議
平成12年6月9日	答申	答申

2 補足資料

- (1) 神戸国際港都建設計画西神第3地区工業団地造成事業(神戸複合産業団地)の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案
- (2) 神戸国際港都建設計画西神第3地区工業団地造成事業(神戸複合産業団地)の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案(要約書)
- (3) 西神第3地区工業団地造成事業(神戸複合産業団地)の変更及び20世紀博物館群公園事業について
- (4) 神戸市都市計画案件 手続き比較表
- (5) 建設省6.6通達
- (6) 粉じん防止対策の事例
- (7) 造成工事に伴う濁水処理について(西神第3地区工業団地造成事業)
- (8) 造成計画書(西神第3地区工業団地造成事業)
- (9) 西神第3地区工業団地造成事業(変更)環境影響評価準備書についての意見の

要旨及び都市計画決定権者の見解

(10) 西神第3地区工業団地造成事業(変更)及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案についての意見の概要及び環境影響評価実施者の見解

3 環境影響評価審査会委員(五十音順)

朝日	稔	
小嶋	吉雄	
小谷	通泰	
北村	泰寿	
小泉	直子	
小浦	久子	
小松	満貴子	
齋藤	行正	(会長)
酒井	伸一	
田中	眞吾	
辻	治雄	
中島	正基	
中瀬	勲	
西村	多嘉子	
白子	忠男	(副会長)
服部	保	
藤井	正美	(小委員会委員長)
前川	純一	
榎村	久子	
松梨	順三郎	
室崎	益輝	
桃井	節也	
山口	克人	
山下	淳	

は、学園南等3案件小委員会委員

付属資料

神戸国際港都建設計画西神第3地区工業団地造成事業（変更）に係る 環境影響評価準備書の審査結果のまとめ

都市計画における環境影響評価の実施について（昭和60年6月6日建設省都計発第34号建設省都市局長から各都道府県知事あて通知）に基づき平成11年10月27日付けで都市計画決定権者兵庫県知事から提出のあった「神戸国際港都建設計画西神第3地区工業団地造成事業（変更）に係る環境影響評価準備書」について環境の保全と創造の見地から審査を行った結果は、下記のとおりである。

記

1 事業の目的

当該事業は、既成市街地の再整備と連携して企業の移転用地を確保するため、既定の西神第3地区工業団地を約25ha拡張するとともに、計画区域に隣接する既定事業区域内の造成緑地の一部約14haを工場用地に変更するものである。

なお、本事業に伴い発生する土砂は臨海部の埋立用材として再利用することとしている。

2 環境要素の選定

地域環境の概況及び現状調査結果をもとに、予測及び評価を行う環境要素として、大気汚染、水質汚濁、騒音、植物、動物が選定されている。

3 環境保全目標

環境保全目標は、環境基準、規制基準の他、環境要素への影響を努めて保全すること等としている。

4 環境に及ぼす影響の予測及び評価

(1) 全体的事項

予測・評価の結果は、環境影響評価を行ったすべての項目で、環境保全目標を満足しており、本事業の実施が地域の環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、当該地域は、貴重種が多く存在するなど豊かな自然が残る地域であり、事業実施に当たっては、それらの保全対策をはじめ準備書記載の環境保全対策を着実に実施するほか、次の環境要素ごとに述べる事項に留意する必要がある。

(2) 予測及び評価に係る個別的事項

ア 大気汚染

大気汚染の予測については、供用後の工場の稼働が周辺地域に及ぼす影響を二

酸化窒素について予測している。

将来のバックグラウンド濃度としては、平成8年度の押部谷大気監視局における調査調査をもとに、既定計画に基づく施設が全面供用された場合の寄与濃度及び一般車両等による寄与を加えて算出している。

予測の結果は、環境保全目標を満足するとしている。

イ 水質汚濁

水質汚濁については、本事業の実施に伴い、土地造成工事により濁水が発生し、公共用水域に汚濁負荷を与えることが考えられるが、まず沈砂池や調整池の整備を行い、土砂の流出を抑制するとともに、濁水の流出が最小となるよう濁水防止対策を講じることから、公共用水域への影響は軽減され、環境保全目標を満足するとしている。

ウ 騒音

騒音については、供用後の工場の稼働による騒音が周辺地域に及ぼす影響として、工場の稼働による昼間の時間帯の等価騒音レベル（Leq）を予測している。

予測の結果、供用後の工場の稼働による騒音について、計画区域に最も近接する民家付近で、その影響は小さく、これに近傍の道路交通騒音、現地調査結果及び既定計画からの工場騒音を合成しても、環境保全目標を満足するとしている。

エ 植物

植物については、計画区域及びその周辺において行った植生及び植物相の現地調査から緑地の改変の程度、貴重な群落及び貴重な種の有無または改変の程度を予測している。貴重種については、移植等により対応するとしている。

しかしながら、他の方法も検討した上で、やむを得ず貴重種の移植を行う場合、移植先としての適合性を事前に調査するほか、移植先の管理者と連携するなど、慎重な配慮が必要である。特にキンラン、ギンラン等の移植については、今後とも調査、研究を行い、慎重に対応することが重要である。

そのほか、準備書に記載している法面の緑化を確実に実施するだけでなく、改変部分の表土の再利用に努める必要がある。

オ 動物

動物については、造成緑地の整備にあたり、現存植生を考慮した上で、生息環境に適した樹林とすることにより影響を軽減するとしている。また、水生生物等に及ぼす影響については、工事中に発生する濁水の防止対策を適切に実施し影響を軽減するとしている。

なお、行動範囲の小さい小動物の生息環境をやむを得ず改変する場合には、計画区域内の保全緑地や隣接する公園予定地内の新たな環境への移植を行う等の対策を講じるとしているが、移植に関しては、あらかじめ、実験的な試行を行うなど、慎重に対応する必要がある。

カ その他

計画区域は、自然環境の保全を目的とする法令で指定された地域ではなく、また、既存資料による調査においても学術上の観点から重要と認められた地域ではないため、景観については、予測・評価を行うことになっていない。

しかしながら、事業計画地周辺は自然に恵まれた良好な景観を有しており、市民に環境教育や自然とのふれあいの場として利用されている。開発により失われる空間は大きいですが、可能な限り早期にそれらを回復するとともに、新しく利用できるふれあいの場の創出を検討する必要がある。

また、事業実施にあたっては、土石搬出のための作業等、周辺地域への影響に配慮して工事計画を策定し、工事内容等を事前に説明することにより地域住民に十分周知を図る必要がある。